

平成三十年七月豪雨による災害の発生に伴う建設業法、浄化槽法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律上の特例措置等について

1、概要

平成30年6月28日に発生した平成三十年七月豪雨については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づいて、7月14日付けで公布・施行された平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）及び同月19日付け国土交通省告示第947号により、許可等の有効期間の延長に関する措置等が実施されることとなりました。

建設業法（昭和24年法律第100号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に規定されている許可等については、以下の措置が実施されます。

2、対象者

特定被災地域（平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。）内に主たる営業所を有する者等です。

平成三十年七月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域は、以下の岐阜県内13市6町2村です。

（高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町）

3、許可等の有効期間の延長

権利利益保全法第3条の規定に基づき、有効期間が平成30年6月28日から同年11月29日の間に満了する以下の特定権利利益につき、その有効期間の満了日を一律に平成30年11月30日に延長されます。

特定権利利益	対象者	延長後の有効期間の満了日
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可 * 1	特定被災地域内に主たる営業所を有する者 * 2	平成30年11月30日
建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証の交付 * 1	特定被災地域内に主たる営業所を有する者 * 2	平成30年11月30日

特定権利利益	対象者	延長後の有効期間の満了日
建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査 *3	特定被災地域内に主たる営業所の有する者 *2	平成30年11月30日
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業の登録 *1	特定被災地域内に住所を有する者 *2	平成30年11月30日
建設リサイクル法（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく解体工事業の登録 *1	特定被災地域内に住所を有する者 *2	平成30年11月30日

*1 平成30年6月27日以前に、更新の申請がなされ、かつ、更新の許可通知等がされている場合等を除きます。

*2 特定被災地域とは、平成三十年七月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された上記「2、対象者」の岐阜県内13市6町2村を言います。

*3 直近の経営事項審査が平成28年11月28日から平成29年4月29日を審査基準日とするものに限ります。

4、期限内に履行されなかった義務の免責

権利利益保全法第4条の規定に基づき、平成30年6月28日から同年9月27日までに法令に規定する履行期限が到来する以下の義務（変更の届出義務等）が履行できなかった場合であっても、**平成30年9月28日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。**

- 建設業法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出
- 建設業法第26条第3項の規定により専任で配置すべき監理技術者の監理技術者講習の受講
- 浄化槽法第25条第1項及び第26条の規定に基づく変更等の届出
- 建設リサイクル法第25条第1項及び第27条第1項の規定に基づく変更等の届出

5、その他

（1）申請書類関係

以下の申請をするにあたって、平成三十年七月豪雨によるやむを得ない事情により関係法令に定める申請書類の一部を用意することができないと認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日までに提出する旨の誓約書、平成三十年七月豪雨により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付することで、申請を受け付けます。

この場合、許可等の審査に必要な書類を適宜求めること等を通じて当該申請が適當であると認められる場合には、不足する一定の書類を定期日までに提出すること等を条件として付したうえで、当該申請に対する許可等を行います。

- 建設業法第5条の規定に基づく許可の申請(同法第17条で準用する場合を含む。)
- 浄化槽法第22条の規定に基づく登録の申請
- 建設リサイクル法第22条の規定に基づく登録の申請

(2) 届出を行うべき書類関係

以下の届出をするにあたって、平成三十年七月豪雨によるやむを得ない事情により関係法令に定める書類の一部を用意することができないと認められる場合には、不足する一定の書類を定期日までに提出する旨の誓約書、平成三十年七月豪雨により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付することで、届出を受け付けます。

- 建設業法第11条各項の規定に基づく届出
- 浄化槽法第25条第1項の規定に基づく届出
- 建設リサイクル法第25条第1項の規定に基づく届出

(3) 営業所の変更関係

平成三十年七月豪雨による営業所の倒壊等により、営業所の社屋が存在しなくなった場合でも、当該営業所における営業を継続する（営業所を再建する）意思がある場合には、平成30年11月30日までの間は、当該営業所は存続しているものとみなします。

(4) 監理技術者等の途中交代

平成三十年七月豪雨により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も、監理技術者制度運用マニュアルにおける監理技術者等の工期途中での交代が認められる真にやむを得ない場合に含むものとします。

(5) 監理技術者等の恒常的な雇用関係

平成三十年七月豪雨により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えありません。